

令和2年第1回東大和市議会定例会会議録第4号

令和2年3月18日（水曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	根岸聡彦君
10番	木下富雄君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主任	高石健太君		

出席説明員（22名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	市民部長	村上敏彰君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	田口茂夫君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	鈴木菜穂美君
学校教育部長	田村美砂君	学校教育部参事	佐藤洋士君
社会教育部長	小俣学君	財政課長	鈴木俊也君
総務管財課長	岩本尚史君	地域振興課長	大法努君
障害福祉課長	小川則之君	健康課長	志村明子君

教育総務課長 石川博隆君
社会教育課長 高田匡章君

給食課長 斎藤謙二郎君
中央図書館長 當摩弘君

議事日程

- 第 1 第 27 号議案 平成 31 年度東大和市一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 2 議第 1 号議案 東大和市会計年度任用職員の任用等に関する条例
- 第 3 議第 2 号議案 東大和市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条第 2 項の規定に基づく児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設に関する経過措置に関する条例
- 第 4 議第 3 号議案 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議第 4 号議案 シルバーパスをコミュニティバスと多摩都市モノレールに適用するよう求める意見書
- 第 6 議第 5 号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 第 7 陳情の付託
- 第 8 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 8 まで

午前 9時30分 開議

○議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（中間建二君） 3月16日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○15番（佐竹康彦君） おはようございます。

去る3月16日に議会運営委員会が開催され、本日最終日の議事内容について確認いたしましたので、御報告申し上げます。

3月10日正午までに提出された議員提出議案は5件で、そのうち、議第2号議案、議第3号議案及び議第5号議案については、議案と併せて資料の提出もあったことを確認いたしました。

また、議第1号議案及び議第2号議案については、新設条例でありますことから、総務委員会及び厚生文教委員会にそれぞれ審査を付託し、閉会中の継続審査とすることといたしました。

3月13日正午までに受理した陳情は1件で、この2第6号陳情につきましては総務委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることといたしました。

この議員提出議案及び陳情の確認後、定例会最終日である本日3月18日の本会議の全体の議事内容について改めて確認をいたしました。

本日予定される議事につきましては、まず初めに、第27号議案 平成31年度東大和市一般会計補正予算（第5号）を審議いたします。こちらは、3月11日の議会運営委員会で追加議案として確認したものでございます。続いて、議第1号議案から議第5号議案を順次審議いたします。

このうち、議第1号議案は総務委員会に、また議第2号議案は厚生文教委員会にそれぞれ審査を付託し、閉会中の継続審査といたします。

その後、2第6号陳情を総務委員会に付託し、閉会中の継続審査といたします。

最後に、議員派遣議決を行い、閉会となります。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 降壇〕

○議長（中間建二君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 第27号議案 平成31年度東大和市一般会計補正予算（第5号）

○議長（中間建二君） 日程第1 第27号議案 平成31年度東大和市一般会計補正予算（第5号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第27号議案 平成31年度東大和市一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に関するものであります。

市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、令和2年2月20日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染拡大防止の基本的な方針を決定し、これまでの間、対策を実施してまいりました。

具体的には、市で定めました方針及び国や東京都の状況などに基づき、防災フェスタ、多摩湖駅伝大会などイベントの中止、小中学校を3月2日から臨時休校、市民会館、市民体育館、図書館、公民館などの施設を3月5日から臨時休館にするとともに、手指消毒剤やマスクなどを学童保育所などの施設に配付するなどの対策を行ってまいりました。

これらのことを踏まえ、今後の感染拡大を防止するため、公共施設等に配置する手指消毒剤やマスク等の購入、市民会館及び市民体育館の臨時休館に伴います補償、卒業生と教職員のみで実施する小中学校の卒業式の映像記録を参列することができない保護者等に配付するための経費などに係る歳入歳出予算と、その一部に繰越明許費の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,451万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ338億545万7,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。ここでは、各款における主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第18款の繰入金は2,451万7,000円の増額で、財政調整基金とりくずしの増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

新型コロナウイルス感染症対策に係る経費については、今後、国や東京都からの財政措置が見込まれるところであります。補助金等の交付申請手続を円滑にするため、今回の補正予算における歳出予算の事業名称は、予備費を除き、新型コロナウイルス感染症対策事業費としたところであります。

第2款の総務費は697万3,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策事業費の計上ですが、市民会館の臨時休館に伴います補償費の計上等であります。

第3款の民生費は14万1,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策事業費の計上で、窓口の混雑緩和措置を図るための郵便料の計上等であります。

第10款の教育費は740万3,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策事業費の計上で、小中学校の卒業式映像記録制作委託料の計上等であります。

4ページを御覧いただきたいと存じます。

第2表繰越明許費補正で、1の追加であります。

対象事業であります。第2款総務費、第1項総務管理費の新型コロナウイルス感染症対策事業で、金額は197万3,000円ですが、公共施設等で使用する手指消毒剤やマスク等の購入に係る消耗品費であります。

第10款教育費、第1項教育総務費の新型コロナウイルス感染症対策事業で、金額は272万円ですが、小中学校の卒業式の様子をDVDに記録し、参列することができない保護者等に配付するための卒業式映像記録制作委託料であります。

第5項保健体育費は、新型コロナウイルス感染症対策事業で、金額は95万6,000円ですが、小中学校の臨時休校に伴います給食費の返還に係る自動払込手数料及び給食食材卸売業者に対する補償費であります。

以上であります。補正予算の事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○企画財政部長（田代雄己君） これより、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は2,451万7,000円の計上であります。新型コロナウイルス感染症対策に係る経費については、国や東京都からの財政措置が見込まれるところでありますが、現時点では対象事業等について明確に示されておられません。このため、一般会計補正予算（第5号）の財源調整として財政調整基金のとりぐずしを増額するものであります。引き続き、特定財源等の確保に向け、情報収集に努めてまいります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は2,451万7,000円の増額で、補正後の予算額は338億545万7,000円となるものであります。

9ページをお開きください。

これより歳出の説明を申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費は697万3,000円の増額であります。

6目財産管理費は197万3,000円の増額で、6の新型コロナウイルス感染症対策事業費の計上であります。公共施設等で使用する手指消毒剤やマスク等の購入に係る消耗品費の計上であります。

11目文化振興費は500万円の増額で、2の新型コロナウイルス感染症対策事業費の計上であります。令和2年3月5日から3月31日までの期間、市民会館を臨時休館することに伴います指定管理者に対する補償費の計上であります。

11ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費は14万1,000円の増額で、21の新型コロナウイルス感染症対策事業費の計上であります。令和2年4月からの受付を開始するガソリン費助成申請等について、障害福祉課窓口の混雑緩和措置として、対象者に受付期間を延長する旨の通知文を送付するための郵便料等の計上であります。

13ページをお開きください。

10款教育費は740万3,000円の増額であります。

1項教育総務費、3目教育指導費は362万円の増額で、20の新型コロナウイルス感染症対策事業費の計上であります。卒業式の様子をDVDに記録し、参列することができない保護者等に配付するための映像記録制作委託料等の計上等であります。

5項保健体育費は378万3,000円の増額であります。

2目体育施設費は282万7,000円の増額で、2の新型コロナウイルス感染症対策事業費の計上であります。令和2年3月5日から3月31日までの期間、市民体育館を臨時休館することに伴います指定管理者に対する補償費の計上であります。

3目学校給食費は95万6,000円の増額で、4の新型コロナウイルス感染症対策事業費の計上であります。令和2年3月2日からの小中学校の臨時休校に伴います給食費の返還に係る自動払込手数料及び給食食材卸売業者に対する補償費の計上であります。

13款1項1目の1の予備費は1,000万円の増額であります。新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、今後の不測の事態に備え予備費を増額するものであります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は2,451万7,000円の増額で、補正後の予算額は338億545万7,000円となるものであります。

以上で説明を終了させていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○1番（二宮由子君） 補正予算書14ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費の委託料、卒業式映像記録制作委託料に関わる質疑を大きく分けて3点伺いたいと思います。

まず1点目といたしまして、卒業式映像記録制作委託料に関して、この補正予算が計上されるまでの経緯を伺います。また、当市は卒業式を実施する際、参列者を卒業生と教職員に限定をし、保護者の参列を認めておりません。そこで、その卒業式実施についての当市の考え方を伺います。また、その根拠となる国や東京都からの通知について、内容も併せて伺います。

2点目といたしまして、今回の卒業式は、来賓や在校生が出席していないので、卒業生一人一人に卒業証書の授与を行ったとしても、式典が短時間で終了いたします。

そこで、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、学校での感染症予防措置で示されているように、会場となる体育館では窓を開けるなどの小まめな換気を行いまして、席の間隔をあげ、スペースを確保し、発熱や風邪の症状がないことを確認をし、またマスクの着用を徹底するということですか、また入り口にアルコール消毒剤を用意するなど、感染拡大防止の対応に努めていれば、保護者の参列を認めていただくことも可能ではないでしょうか。また、感染拡大防止のための人数に関して、人が密に集まって過ごす空間を極力作らないという必要がありますので、保護者2人では体育館に一堂に集まる人数として多いという判断をされるのであれば、保護者1人のみの対応を検討いただけないか伺います。

3点目といたしまして、昨日、保護者の参列を認めていないのは当市ほか2市であることが新聞報道をされました。この間、保護者の皆様から市に対してどのような働きかけがあったのか、またその対応について伺います。

○学校教育部長（田村美砂君） 補正予算書14ページ、卒業式映像記録制作委託料に関連しての御質疑ですが、今回の補正予算計上についてでありますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る卒業式の対応に伴う経費として、次のような経緯で計上をしたものでございます。

まず、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、市としての卒業式の対応につきましては、感染症対策による市の3月31日までのイベント等の中止の対応も踏まえ、式の参列については卒業生と教職員のみで行

うことを2月27日に決定をいたしました。

その後、式に参列できない保護者の皆様への配慮の必要性について教育委員会として検討をいたしまして、保護者の皆様に対してDVDに記録した卒業式の映像を後日配付を行うことといたしました。

卒業式実施に当たっての市としての考え方につきましては、児童・生徒の健康と安全を確保することを最優先として、式場における感染のリスクを最大限予防する観点から、参列を卒業生と教職員のみとしたものでございます。

国及び東京都からの通知であります。まず国からは、2月25日に卒業式の考え方が通知で示され、政府として一律の自粛要請を行うものではないこと、学校の設置者において実施についての対応を検討することとされ、開催する場合には感染拡大防止の措置を講ずることと併せて、参加人数を抑えること、参加者間のスペースを確保すること、式全体の時間を短縮することなどに関する工夫例が示されております。

また、東京都からは、2月26日に都立学校における卒業式の対応方針についての通知が送付されております。区市町村教育委員会においても、都の方針を踏まえ適切に対応することを依頼をされております。

なお、都立学校の卒業式につきましては、参列者の制限として、保護者及び来賓は参加しないこととなっております。

続きまして、卒業式への保護者の方の参列を認めることの検討についてであります。これまでの市としての検討の過程におきまして、児童・生徒の健康と安全を確保することを最優先として、式場における感染のリスクを最大限予防する観点から、卒業式への保護者の参列の在り方を市として判断したものであります。

したがって、感染症予防等の対策について、今のところ十分な科学的な知見が明確になっているとは言えないと言われており、また症状のない感染者もいると言われていた現時点におきまして、換気やスペース等の確保等の様々な対策を行った中においても、式場内の人数が増えることで感染のリスクが高まる可能性があるものと認識をしております。

なお、児童・生徒の状況と体育館の広さとの関係によっては、児童・生徒間のスペースを十分に確保することで、教職員と児童・生徒のスペースが従来の卒業式よりも大幅に必要となり、仮に保護者1名のみでの参列であったとしても、保護者間に十分なスペースの確保ができない学校もあり、このような状況の学校がある中においては、現時点においては市内の全ての学校で一律に安全の確保はできないものと考えております。

続きまして、卒業式への保護者の参加に関する皆様からの御意見といたしましては、メールや電話、手紙を通して、多くの卒業生の保護者の皆様から卒業式の保護者の参加について認めてほしいという御要望をいただいております。また、PTA連合協議会と一部の学校のPTAや有志の保護者の皆様などからは、市長及び教育長に対して卒業式への保護者参列を求める嘆願書や要望書が提出をされております。

その一方で、保護者が参列した場合の安全性の根拠を求める内容や、万が一感染した場合には大きな影響が生じるため、慎重な判断を望むといったお声もいただいているところでございます。

これまでいただきました保護者の参列の要望に対しましては、児童・生徒の安全確保を最優先するために今回の卒業式の対応について定めたこととお伝えし、御理解と御協力をいただくようお願いをさせていただいております。

また、嘆願書等を御提出いただいた際には、市長及び教育長からも代表者の方に同様の御説明をしていただき、真摯に対応をさせていただいております。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） まず1点目の国及び東京都からの通知についてですけれども、国からの卒業式の考え方の通知では、開催する場合の工夫例が示されているということでした。そこで、その開催方式の工夫例の詳細について伺います。

2点目といたしまして、当初、保護者の対応が当市と同様であった他市の状況が、保護者の地域の皆様からの意見、また新型コロナウイルス感染状況などを鑑み、保護者の参列を認める方針に変更され、当市と同様に保護者の参列を認めていないのは26市中当市ほか2市との新聞報道があったように、26市中23市では対応できることなのに、どうして当市では対応できないのか明確な御答弁をお願いいたします。

3点目といたしまして、政府が一斉休校を求め、ほとんどの学校が休校を続ける中、自治体が独自の判断で学校再開に踏み切る動きも出てきています。

そこで、感染症の拡大状況が現状のままの推移であるならば、この間、御答弁されていたように、市に寄せられた多くの保護者の皆様の心情をお酌み取りいただき、23市で対応されているように保護者の参列を認めていただけるよう再度御検討いただけないか伺いたいと思います。

また、御答弁の最後に、嘆願書を提出された保護者の方々に対しまして、市長や教育長から説明していただき、真摯に対応されたというふうにおっしゃっていましたが、真摯に対応されたのであれば、保護者の皆様は市の説明に納得されたとの御認識なのか、保護者の皆様の意見や要望を直接伺った教育長に伺いたいと思います。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） まず私のほうからは、開催方式の工夫例について御説明をいたしたいと思えます。

この工夫例についてであります。1点目、参加人数を抑えることにつきましては、在校生の参加の取りやめ、保護者の参加人数を最小限とすること、また保護者を別会場で実施することなどあります。参加者間のスペースを確保することにつきましては、会場の椅子の間隔を空けるということが示されております。式全体の時間を短縮することにつきましては、祝辞の割愛、式辞等の文書での配付、卒業式証書は代表児童・生徒のみに授与することあります。また、予行練習等は取りやめ、式典当日のみの実施とするということも示されております。

私からは以上です。

○学校教育部長（田村美砂君） 他市状況を踏まえた当市としての対応についてであります。他市が保護者参加を認めている理由については様々多様であろうと想定をされますが、感染防止についての間違いがないという方法というものが今の状況においてない状況におきましては、卒業式を実施するに当たって感染のリスクを最小限にするという観点から、当市としましては式への参加を卒業生と教職員に限定することと判断した次第でございます。

保護者の皆様の参列への思いを考えますと大変心苦しいところでございまして、苦しい判断ではございましたけれども、市として現時点において考えられる最善の方法としたものと御理解いただきたいと存じます。

以上です。

○教育長（真如昌美君） 保護者のお考えについては、私たちもそういう立場で過ごしてきたときがありましたので、よくこちらのほうは理解するところがあります。

ただ、今回の場合につきましては、これまでとは違って、一つ一つの取組によって結果が非常に大きな結果が出てしまって後で対応がし切れないというところがありますので、そこについては保護者の方に丁寧にお話

しをしたつもりであります。

ただ、保護者も保護者の強い思いというのがありますので、簡単に分かりましたということはおっしゃっていただけなかったんですけども、繰り返し繰り返し、私たちの責任の中で何とか子供たちが健康な姿で出て、そして姿で帰っていくという、そういうところに持っていきたいんだという、それはかなり繰り返し言ったつもりであります。御理解はしてもらいたいなということは常々思っているところですが、そういうような状況でお話は終わりました。

以上です。

○**学校教育部長（田村美砂君）** 失礼いたしました。卒業式の参列に関する再度の検討というところでございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、現在のところ、爆発的な感染拡大に進んでおらず、一定程度持ちこたえているものの、依然として警戒を緩めることができないという専門家会議の報告を踏まえると、現時点におきまして改めて保護者の参列についての検討を行うことは考えてございません。

以上です。

○**2番（中野志乃夫君）** 何点かお伺いしますけども、まず今回のこのコロナウイルス問題と申しますか、騒動と私は考えておりますけども、今の答弁でも、感染を広げないためというのは確かにそのとおりですよ。だけど、冷静に分析してみれば、今回のこのコロナ騒動、死者数の観点からいったら、よっぽどインフルエンザのほうが怖いわけですよ。毎年日本で確実に3,000人以上の方がインフルエンザで亡くなってる。テレビ番組によれば、インフルエンザ絡み含めて、もしかしたらその関連で考えたら毎年1万人以上の方が日本では亡くなってる。だけど、今回のコロナウイルスで全世界でまだ四、五千でしょう。日本国内では本当に微々たる、そういった死者数しかない。しかも、子供に関しては本当に問題なくと言ったら変ですけども、持病を抱えている高齢者の方とか、そういったいろいろ病気を抱えている方は大変残念なことにお亡くなりになってる例もありますけれども、そうした過去の事例から考えてみると、本当に私は、これは安倍総理含めてパニックになって、そのことによる経済的損失とか、そっちのほうが今深刻な問題だと考えています。

つまり、今回私がちょっと気になるのは、公民館にしても、図書館にしても全部閉鎖しちゃった、使えないと。だけど、そこを予定してた人が本当に困ってる。

今回ちょっと私まず聞きたいのは、体育館にしても、ハミングホール——市民会館にしても、これはもう市が強制的に閉鎖してほしいというお願いをしたことによって損失を補填するということですよ。つまり指定管理者が独自に判断したことにおいては市が負担する必要はないわけですから、つまりそのことはどうなってるのかまずお聞きします。

それと、私はもう過剰だと思ってるんですけども、市役所で毎年何回かロビー展をやります、障害者の。それも中止になった。市役所で、市役所に来る市民の方を対象にして障害者の人たちがいろいろなものを販売する、そのロビー展を中止っていうことはどういうことですか。じゃ市役所に来る人たちが危ないというなら、市役所を閉鎖すべきですよ。市役所を休むべきですよ。ロビー展をいろいろ企画してやってた各作業所も、大体そこで幾つかの、何十万、数十万の……いってみれば売上げをいただいて、それを僅かな活動資金に入れてる、それだっていい迷惑なんですよ。私はもうそういったことを含めても過剰過ぎるんじゃないか、つまりそういうことで弊害が出ています、現実に。

併せて、これは社会福祉協議会にもどう言ったのか。これは社会福祉協議会で、介護事業所が会議を予定し

てました、3月中に。その会議の中では、コロナウイルス対策をどうしましょうかと各事業所でも相談したかったんですよ。だけど、社会福祉協議会も全部会議室閉鎖ですよ。そういった場さえも奪っておいて、何が対策なんだと。市は社会福祉協議会にどういうお願いをしたのか、それも併せてまずお聞かせいただきたいと思っています。

○福祉部長（田口茂夫君） 何点が御質問いただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、公共施設等の閉鎖につきましては、本部会議のほうで決定をし、それぞれの部局から御意見等をいただく中で、最終的には本部会議のほうで決定してございます。

また、ロビー展におきましては、市から中止の依頼をしたわけではなくて、共作連のほうから自主的にこの3月のこの1週間の開催をしないというふうな申入れに基づいて私どもは中止になったというふうに聞いてございます。

また、社会福祉協議会につきましては、私どもが会議室等の閉鎖をどうのこうのということで申し述べたわけではなくて、市の対応はこういう状況であると、本部会議のほうで決定した内容につきまして御報告をしたということで、市の状況の情報提供をさせていただいたということの中での対応だというふうには聞いてございます。

どちらにいたしましても、市といたしましても、80歳以上の方々につきましては致死率が20%以上あるというふうな状況もございます。また、基礎疾患等がありますと大変重症化するという状況もございます。そういった中で、市民の命、またそういったことの観点の中で現状このような対策を取っているというふうにご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） ちょっと私はその共作連のロビー展中止に関しては、ちょっと違う形で聞いてるんで、本当に自分たちからどうしましょうかというよりも、市のほうからそういうお願いの依頼があったと聞いてますから、ちょっとそれはまた確認しておきます。ちょっとこの場でどうこうと言ってもしょうがないんで。

ただ、例えばちょっと先ほどのハミングホールにしても、体育館にしても、市からお願いをしたからその分は補填をするということになるわけですよ、その意味では、今後もこれを続けていったら、ずっといろんな行事に関してもう補正予算をばんばんつぎ込まなくちゃならない事態にもなりますし、私としてはぜひとも冷静に分析していただきたい。他市の状況も本当に情報交換してどう対応するか、私はどう考えても、国自身がちょっと対応がおかしい、ほとんどパニックになってるような状況で、それを受けて、本来だったら卒業式云々、教育委員会のこと一連に関しては国の専権事項じゃないわけですから、各自治体が判断すべきことがもういつの間にか、国がそう言っているからそうしますみたいな横並びになっていますけども、もう一度その辺は冷静に判断していただいて、はっきり言って、4月から、例えば体育館にしても、ハミングホールにしても、本当に市民が使えるようなことにしておかないと、市内でも本当にいろいろな問題がどんどん膨れ上がっていつまで、大変困った状況になるということをぜひ認識してほしいと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 基本的に、まず国におきましては、明日まで——3月19日までに専門家会議の状況の報告があり、それを含めて国のほうでは基本的な次の状況の判断がされていくものと認識をしてございます。

また、東京都におきましても、その国の動向等を含めまして、3月23日になりますか、月曜までには基本的

な方針を示していくというふうに聞いてございます。

このような状況等を鑑みまして、市といたしましても、その時期に遅れないような形で、4月以降の状況等も本部会議を開催し判断をしてみたいと、このように考えております。

ちなみに、東京都におきましても、3月31日までは体育館等は閉館しているような状況等はつかんでおりますので、そういったところの総合的な判断の中で、市としても今までの判断をしてきているというふうに御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） では、幾つか伺います。

補正予算書14ページ、卒業式の映像記録制作委託料のところ、まずこのDVD、映像記録ということですが、このDVDの内容について詳細伺います。撮影を含めて業者に依頼をしているものなのか、どういった形で卒業生に渡すのか、またDV被害などでその映像が外部に漏れてはいけないとか、そういう配慮が必要なお子さんいると思いますけれども、そういう点に対してどのような対応をするのか伺います。

それから、卒業式の保護者参列不可というところでは、学校ごとに状況が違うというのはもちろんですが、今まで、先ほどの御答弁聞いてますと、やはり保護者の方は市の説明に対しては納得がいていないのかなという印象ですし、また市の説明、リスクを最小限にしたいという、それは保護者の方はもちろん分かるとは思いますが、他市がいろいろ不参加のところから参加に変わっていったというような状況の中で、他市はどういうやり方をしてるのかとか、あと保護者の方々もいろいろ工夫、どうしたらリスクを最小限に抑えながら参加ができるのかというところでは、様々な意見などもお持ちだというふうに思いますので、ただ、先ほどの答弁聞いてますと、もう最初から保護者の参加は不可というところから、もうそこから一歩も進んでないような印象を受けましたので、どうしたらリスクを最小限に抑えながら参加ができるのかという、そういう視点でそういう御検討をされたのかどうかということを伺いたしたいと思います。

それから、同じ14ページの下のところ、学校給食の提供停止に伴う補償費ということで、こちらも内容の詳細を伺います。

また、国からは3月10日に学校臨時休業対策費補助金、こちらについての通知が出されてると思うんですが、今回この補正予算に計上された分に対して今後国からどのように補助がされるのか、その点の詳細を、今分かっている時点での詳細を伺います。

また、この補償は、既に発注した分の食材に対する補償だというふうに思うんですが、4月以降、学校が再開の見込みが、今の時点で再開の見込み、どのように認識されているのか、またもし学校が再開されなかった場合、やはりこの食材、卸しているこの卸売業者さんには大変大きな打撃になると思うんですが、その点についての補償に対する市の基本的な考え方を伺います。

以上です。

○学校教育部参事（佐藤洋土君） 卒業式の映像記録制作の詳細について御説明をします。

まず、具体的な委託の内容についてであります。卒業式の撮影、それから映像編集、そしてDVDの作成、この内容で委託をしております。

映像の配付につきましては、DVDとしての制作物が納品をされましたら、学校ごとに配付期間を定め、卒業生または保護者による直接のお渡しができるよう進めてまいります。

配慮が必要なお子様に対する対応でありますけれども、各学校にはそれぞれの家庭の考え方あるいは家庭の

御事情で個人を特定される情報等の公表を差し控えてほしいというケースが現にございます。各学校では、年度当初に各家庭からの要望を把握をし、個人情報の取扱いに関して慎重に対応しております。今回の映像配付においても、それを踏まえ、各家庭の個人情報等の配慮事項に応じて業者と内容の相談をしながら映像の編集等を行い、個人情報や配慮の必要な児童・生徒への対応を適切に行ってまいることとしております。

以上です。

○**学校教育部長（田村美砂君）** この保護者の御参列のほうを御遠慮いただくまでにどのようなリスクを下げられることが考えて……ごめんなさい、どうしたらこれまでリスクを下げて卒業式を行うことができるかということで検討したかということかと思えますけれども、先ほどの他の議員への答弁と重なりますけれども、今回の感染症予防等の対策について、現時点において今のところ十分な科学的な知見が明確になっているとは言えないと言われている、また症状のない感染者の方も言われているというこの時点におきまして、やはり換気やスペース確保等の様々な対策を行った中においても、式場内の人数が増えることで感染のリスクが高まる可能性がある、そのように認識をした中で判断したものでございます。

そのような中で、リスクを下げ、安全な卒業式を迎えられるにはこのような判断にさせていただいたところでございます。

以上です。

○**給食課長（斎藤謙二郎君）** 補正予算書14ページ、学校給食の提供停止に伴う補償費につきましては、肉や魚などキャンセルができなかった食材料費について保護者負担とすることは適切ではないと。そのため、当該食材料費を公費負担で行うものでございます。

今後の国からの補助につきましては、国から東京都の学校給食会を通じまして各自治体に通知が来る見込みでございます。補助の詳細につきましては、発出されている要綱の解釈の問題もございますので、確定ではございませんが、4分の3が補助される見込みであると認識しております。

また、4月以降の学校の再開につきましては、現時点ではまだ見込みが立ってございません。

あと、食品事業者への補償の関係につきましては、現時点では市が独自に補償を行うということは特に予定しておりませんが、国、東京都、また他自治体の動向など、情報収集を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** 補正予算書14ページの卒業式の映像記録のところ、一度は保護者も入れてやれるかどうかを検討したという、そういう理解でいいのかということちょっと、今の御答弁でちょっとその辺がはっきり分からなかったの、保護者も入れてどうやってできるかっていうことを検討した上で、やっぱり駄目だったということになったのか、ちょっとその点、はっきりとちょっと教えていただきたいのと、それから、やっぱり保護者の皆さんは市の言っている根拠が薄い——低いっていうんですかね、そういうふうなこともあって納得できないということもあると思いますので、やはり要望書を出された皆さん、嘆願書など出された皆さんに対しては書面でまた改めて返答するなど、誠実な対応をお願いしたいというふうに思います。

それから、14ページ、同じのところの学校給食の提供停止のところですけども、補償費のところですけども、まだ4月以降、発注していない食材を補償するというのはなかなかそれは難しいだろうなというふうには思うんですけども、例えば他市では、今臨時休業中も学校を開放して給食を出したりですとか、そういう対応をしているところもあると思いますので、例えば4月以降、学校再開できないという場合は、学校来た子には給食を出すですとか、また学童にかなりたくさんのお子さん行ってますので、学童のほうで給食出す

とかというふうに、その食材を無駄にしたくないという、そういうこともありますし、うまくそういう対応ができないか、そういう検討ができないかどうか伺います。

○**学校教育部長（田村美砂君）** 補正予算書14ページ、卒業式映像記録制作委託料に関連しての御質疑でございます。

教育委員会では、まず卒業式を実施するのか、しないのかというところからまず考え方は始まっております。やはりかけがえのない儀式でございますので、こちらは実施をすると判断いたしました。

その実施の方法に当たりましては、感染症対策による市の対応なども踏まえ、感染拡大防止を最優先として保護者の参列を御遠慮いただくと、そのような方向で検討を始めたところでございます。

以上です。

○**給食課長（斎藤謙二郎君）** 補正予算書14ページ、4月以降の学童等での給食の提供でございますが、現在学校給食センターに配置されている栄養士のほうにつきましては、東京都の職員であり、通常の学校給食業務に携わることとして配置されておりますので、学校給食以外、学童の献立作成等、あと衛生管理、そういったものは業務上行えないこととなっております。

また、現在調理配膳業務委託事業者による学童の給食提供につきましては、配送方法、センターでの少量調理、配食作業や場所の確保、衛生管理、また別契約となること、さらに別に献立作成者が新たに必要になることなど多くの課題がございますので、現在の学校給食センターで調理して学童で給食を出すということにつきましては、現状困難であると認識しております。

以上でございます。

○**6番（尾崎利一君）** 16ページの予備費のところですけれども、今回の補正予算の趣旨ですけれども、コロナ対策について、当面明らかな支出を予算化すると。それから、今回の対策規模、二千四百数十万円ですが、この2倍を、5,000万に予備費を積立てて必要な対策を打てるようにするという認識でいいのかということ。

後には国からの予算措置が期待できるとはいえ、予備費の規模はこの5,000万円が妥当という判断なのかというのを一点伺います。

それから、2ページから3ページ、歳入歳出補正のところですけれども、この間報道で、例えば学童保育については1日3万1,000円の財政措置とか、放課後等デイサービスについては100億円規模の補助とか報じられていますけれども、そういうことがやられるとすれば市を通じてということになると思うんですが、そういうものは出てきていないということで、実際にはこれ、今必要なお金なんだろうと思うんですね、放課後等デイサービスについても、民間学童についても。これらのお金はまだ事業者に届いていないということなのか、市への説明の状況も含めて状況を伺いたいと思います。

それから、10ページの市民会館の臨時休館に伴う補償の内容、それから内訳を伺います。

非正規職員の賃金や指定管理者から先の委託業者、フリーランス等について補償はどうなっているのか伺います。

それから、14ページ、鑑賞教室委託料ですけれども、中止に伴って補償するということですが、そもそも委託料は幾らだったのかということ。

それから、貴重な経験ができる機会だったと思うので、これについての代替措置などが検討されているのか。

これと関連して、今子供たち、学校に行けないという状況の中で、せめて図書館で子供たちに本を届けてほしい、貸し出してほしいという声も生まれていますし、全国の自治体では図書館などを昨日あたりからですか、

今日あたりからでしたか、再開するという自治体も出ています。こうした子供たちへの対応について、主に図書館の図書の貸出し等について伺いたいと思います。

それから、同じ14ページ、市民体育館の臨時休館に伴う補償の内容、内訳を伺います。

同じく、非正規職員の賃金や指定管理者から先の委託業者、フリーランスなどについての補償はどうなっているのか伺います。

ここで関連して、この指定管理者だけではなくて、市の直営の公共施設においても委託事業者や非正規職員の実態をつかんで国にも伝え、補償していく必要があるというふうに考えますけれども、市の考えと取組を伺います。

それから、14ページの食品卸売業者に対する補償のところで、先ほどの御説明だと、キャンセルできなかったものについて、私会計である給食費の会計からではなくて、市から支払ったっていうことですが、実際にはこの食材の納入業者や、それから市内の農家も含めて給食食材の納入ということで予定していた物が納入できないっていうことになるわけで、そうした補償なども必要なのではないかとというふうに思いますけれども、その点での考えを伺います。

それから、14ページの卒業式映像記録制作委託料に関わってですが、先ほど来、卒業式への保護者の参加ってということについて、26市でも多くのところが保護者の参加を認めていると。東大和市の教育委員会としては、これまでの方針どおり認めないっていうことでやるっていう御答弁が繰り返されてるわけですが、少なくとも多くの市で保護者の参加を認めてるということは、東大和市の教育委員会の現在の判断が普遍的妥当性を持つ判断ではないということは明らかだと思うんですね。

そういう点で言うと、少なくとも教育委員会として保護者の参加は認めないという枠を全学校に示す、もしくはこういう方針だということに従うことを求めるという今の、少なくともその立場はやめて、教育委員会として参加させないという枠組みを取り払うということについては少なくとも行う必要があるのではないかとというふうに思います。その点での見解を伺います。

○財政課長（鈴木俊也君） 1点目の16ページ、予備費についてでございます。

今回の補正予算全体の対応についてであります。主に新型コロナウイルス感染症の対策に係るもので、現段階で見込まれる予算措置と予備費については、3月末までに見込まれる不測の事態に備えて1,000万円を増額するものであります。予備費の規模につきましては、3月末までの不測の事態に備えたものであります。これについては、特に事案がない場合には執行する予定はございません。

以上でございます。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 補正予算書2ページから3ページのところの学童保育所につきましては、一番直近の国からの通知では、1日当たり3万200円の経費の補助が出るということで国からの通知がございます。

今後につきましては、東京都を通じまして、子ども・子育て支援交付金の変更交付申請の手続を行いまして、最終的には市のほうにその増額分の歳入があるものと考えております。

続きまして、民設民営の学童保育所についての補助の考え方ということでございますが、現状で市で民設民営学童への補助につきましては人件費補助として行っておりまして、この部分の増額につきましては、現状では現状の補助金の中で十分に賄えてると考えておりますので、その部分についての補填等は考えておりません。

以上でございます。

○障害福祉課長（小川則之君） 補正予算書2ページから3ページ、放課後等デイサービスについての補助についてでございます。

国からは、特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの対応に係る財政支援を都道府県や市町村という自治体に対して実施するということが示されておりますが、現段階では詳細は明らかにされておられません。

以上です。

○地域振興課長（大法 努君） 補正予算書10ページ、市民会館の臨時休館に伴う補償の内容、内訳でございます。

閉館によりイベントの中止等に伴って生じた施設利用料金、附帯設備利用料金、駐車場利用料金など収入の減額分を計上し、これら事業収入の過去3年間の平均利用料金収入実績額を積算の根拠といたしまして、合計500万円を計上しております。

市民会館におきましては、現在までのところ、舞台、設備などの協力会社も含めまして、職員におきましては受付業務や施設の安全面などを考慮し、通常どおり出勤し、業務を行っているところであります。

国におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、雇用に係る緊急対応策を講じていくとのこととありますことから、これら今般のコロナウイルスに係る情報につきまして、国や東京都からの情報、対応策を随時指定管理者と共有してまいります。

また、関係事業者におきましても、こうした対策に適応した対応をしていくものと認識しております。

以上でございます。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 補正予算書14ページ、鑑賞教室の委託料についてであります。

当初予算としましては、中学校1校当たり45万円として計上してあったものであります。今回の補正予算では、2校分の契約解除ということでございます。

併せて、最後の、補正予算書14ページ、卒業式映像記録制作委託料に伴っての卒業式対応に関する教育委員会の在り方ということについてでありますけれども、これまでも多くの市民の方、また保護者も含めた様々な方から、市内の学校で同じようなスタンスで様々な取組を進めることができないのかといった声もいただくことがございます。

そのようなことも踏まえると、教育委員会としての例えば枠組みを外して、各学校が独自に全ての内容を決めて進んでいくというような形をとった場合には、同調される市民の方も多くいらっしゃると思いますが、反対の声も当然出てくるのだろうなということも考えられます。

そのようなことを踏まえ、現時点においては、教育委員会としてそのような対応を取るといったことは考えてないところであります。

以上であります。

○中央図書館長（當摩 弘君） 補正予算書14ページ、鑑賞教育委託料の関係での図書館の貸出しの利用についての御質疑についてですが、現在26市中18市程度が予約本に限ったような貸出しを実施しております。

東大和市につきましても、近隣市の状況ですとか、感染拡大の状況などを確認いたしまして今後検討してまいりたいと考えておりますが、いずれにしても、従前の貸出しの形態というのではなく、予約資料に限るとか、そういったある一定の制約は必要になるかなというふうに考えております。

以上です。

○社会教育課長（高田匡章君） 補正予算書14ページ、市民体育館の臨時休館に伴う補償費についてであります
が、282万7,000円の内訳について申し上げます。

既に体育室等の利用予約が入っていた団体利用分、こちらが96万2,400円、過去の実績から算出したしまし
た個人利用分が134万6,000円、既に予定していた自主事業教室分が51万8,000円、以上のようにいたしまして、
282万7,000円となるものであります。

次に、非正規職員の賃金や指定管理者が個別に契約している事業者に対する補償についてであります
が、指定管理者には総務省が発出します新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた業務体制の確保という文書も
送付をさせていただいているところでありまして、柔軟に対応していただいているものと認識をしてい
るところであります。

その上で、指定管理者が雇用する職員や契約する事業者に対して補償の必要が生じた場合には、指定管理
者が対応を行うものと考えてはおりますが、体育施設等を委託する者としては、どのような対応をされてい
るか把握はしてまいりたいと考えております。

引き続き、国や東京都の動向にも注意しながら、指定管理者と連携を図ってまいりたいと考えております。
以上でございます。

○財政課長（鈴木俊也君） 同じく補正予算書14ページ、後段の市の公共施設における部分でございます
が、現在補償が発生した場合の国や東京都からの財源措置がどのような内容になるのか、情報把握に努めてい
るところでございますが、今後におきましても特定財源の確保に努めていきたいと考えているところ
でございます。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 答弁漏れがありましたので、御説明をさせていただきます。

補正予算書14ページ、鑑賞教室委託料について、鑑賞教室の代替措置がないのかというところ
でございますが、今回の委託していた業者におきましては、年度をまたいでこの契約をすることができ
ない、延期ができないといったところから、一旦キャンセルをして再度契約をしなければなら
ない状況でございました。その関係から、この業者についての代替措置という形の内容につ
いてはできなかったというところでございます。

また、新たなものを今考えているかという部分については、現時点においてはちょっと検討をして
ないというところでございます。

以上であります。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 補正予算書14ページ、学校給食の停止に伴いまして食品事業者の方
への影響に伴う補填の件についてでございますが、今回、学校の臨時休業に伴いまして食品事業者
さんのほうにキャンセルの御連絡をさせていただきました。その際には、十分配慮いたしまし
て、キャンセルできない場合は買取りをしますよということのお話をしましたが、基本的には皆
さん、ほかの販売ルートございますので、大丈夫ですよということを受けていただいております。
手間等はあったかとは思いますが、現時点で過度の負担はなかったものと認識して
おります。

市がその食材の販売事業者さんに対して補助を行うか、行わないかという点につきましては、現時
点では独自で行うということは、先ほどの答弁と重なりますが、考えてはございません。ただ、様
々なQAが国からどンドン来ておりますので、そういった情報を適宜早くに事業者さんに流すよ
うにして、連絡を密に取って、できるだけ不利益にならないように対応を取ってまいりたいと考
えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 補正予算書2ページから3ページの歳入歳出補正のところですが、民間学童についてはこの1日3万200円という措置そのものがないという理解、ないということなのか、ちょっとそこら辺よく分からなかったので、あるとしても適用する必要がないということなのか、そもそもないということなのかということも含めてちょっと詳細を教えてください。

いずれにしても、これらの措置、放課後等デイサービスなども入るお金は少なくなっているのに、体制拡充しなくちゃいけないということで、本当に今お金が必要だと思いますので、こうした財政手続、本当に一日も早く事業所に届くようお願いしたいと思います。

それから、14ページ、10ページ等の公共施設の臨時休館に伴う様々な補償等についてですが、これもぜひ、先ほど答弁もありましたけれども、こうしたことがフリーランスの方や非正規雇用の方も含めて大きな経済的打撃になるということは防がなくてははいけませんので、市としてもきちっとその実態をつかんで責任を持って国にも伝える、要求もするというようお願いしたいと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 補正予算書の2ページから3ページにかけまして、学童保育所の運営に関しまして、民設民営学童の関係でございますが、この国の子ども・子育て支援交付金の対象の補助となるものは、全ての放課後児童クラブ、学童保育所の事業に対してでございます。この中で、春休みの前日までの間、午前中から開所した場合の経費の補助ということで、この歳入が市のほうに歳入として入るということでございます。これを歳入で入って、市としては民設民営学童には運営費補助金ということで支出をしているというのが通常の交付金の流れということでございます。

このたびの対応につきましても、もともと民設民営学童への補助金につきましては、正規職員の人件費として補助をしておりますので、この対応をして、例えば時間が増額をしたから追加で支払うというようなことの仕組みでは現状ではなっておりません。

また、民設民営学童におきまして、今回の対応で新たに人を採用したとかということもございませんので、現状の民設民営学童の正規職員等でこの部分については対応できているということでございますので、これについての市としての補助金の増額ということは考えていないということでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 補正予算書14ページ、教育費のところ、卒業式映像制作委託料の関係なんです、卒業式、様々ほかの議員からも御質疑ありましたけれども、やはり私も保護者の方の参列、これからでもいいのでぜひ検討していただいて、感染防止を徹底すれば私はまだ可能ではないかと考えますので、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

それでも今回の決断のとおり進めるということであれば、映像をお渡しするのはまた後日になると思いますので、この決断をしたことについて、教育委員会としてどういう考えで行ったのかということ、告示は出されると思いますけれども、それとは別に今回の対応について保護者の方にぜひ書面でメッセージなどをお渡しいただけたらと思いますけれども、その点についてお考えをお伺いしたいと思います。

それから、同じく補正予算書14ページの市民体育館の臨時休館に伴う補償費なんです、先ほど内訳などをお伺いしたんですけれども、この補償に関しては、国からの何かそういったことの補償でやってきたのか、それとも市が独自で指定管理者との協定や条例や、何か規則などの何かの根拠で市が補償しているものなのか、その点をお伺いします。

○学校教育部長（田村美砂君） 補正予算書14ページ、卒業式映像記録制作委託料に関連しての御質疑でござい

ますけれども、今回のその映像の配信に当たっての何か書面でのメッセージということでございますけれども、こちらにつきましては、今お話がありましたように、卒業式で、従来ですと教育委員会の告示は壇上で読み上げをしてという形になりますけれども、今回はそのような形ができませんので、そこに今回の新型コロナウイルス感染症に伴って保護者の御参列ができなかったことについて書き添えた告示のほうを、保護者の方お一人ずつにプリントをしてお配りするように考えております。

また、後日、映像配信ということで、その映像記録をお一人ずつにお渡しをしますけれども、そのときにもこちら側の何かメッセージが伝わるような形を整えたいなど、そのようには考えております。

以上です。

○社会教育課長（高田匡章君） 補正予算書14ページ、市民体育館の臨時休館に伴う補償費の関係であります。

臨時休館に伴うまず補償の根拠でありますけれども、こちらは東大和市体育施設等の指定管理業務に関する基本協定書というものがございまして、その36条に基づく費用負担でございます。不可抗力によって発生した費用を合理性が認められる範囲内で市が負担をするというものであります。

なお、現時点においては、国から等の財政的な支援等は見込んでおりません。

以上でございます。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時49分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○21番（床鍋義博君） 予算書の14ページのところで、他の議員も質疑してましたけれども、図書館については、移動図書館というものに関しても今は休止してると思うんですけども、こういうときこそ移動図書館を活用すべきだと思うんですけども、この点についてどういう市の認識かをお聞きます。

また、卒業式映像記録制作、DVD、これの制作者、急に決めたということで、大変だと思ったんですけども、これは市内の業者なのか、市外の業者なのかということをお聞かせください。もしこれ市外の業者でしたら、市内に当たっていなかったからそういうふうになったのかってということも併せてお願いをいたします。

次に、卒業式のことなんですけれども、先ほど来いろいろ議員の質問の答弁についてお聞きしましたけれども、式についてはそれぞれの考え方があるんで、それなりに理解はするんですけども、卒業式のときに、卒業終わった後に父兄が、在校生もそのときいるんですけども、外で、グラウンドとか通路とかでお見送りをするというところもやっております。アーチつくって、その間通って、卒業生を祝うってことをやって、その後、各自グラウンドとかで記念撮影をしたりとかという、そういう風景が結構見られるんですけども、これに関しては、先ほど東京都の予防対策についての注意事項は、換気することとか、スペースをちゃんと空けることとか、外で、屋外ですから、全くこれは関係ないことなんですけども、それまでも今のところやらないという認識なんでしょうか。

以上、お願いします。

○中央図書館長（當摩 弘君） 補正予算書14ページ、移動図書館の関係で御質疑いただきました。

移動図書館につきましては、移動図書館を所有している自治体も少ないんですが、あと運行している自治体と、検討している自治体と様々ございます。

こちらの運行につきましても、同一に移動図書館を所有してる自治体の状況など確認いたしまして、併せて判断していきたいというふうに考えております。

以上です。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 補正予算書14ページ、卒業式映像記録制作委託料についてでありますけれども、現時点でお願いを予定したいと思っている業者さんについては、市外の業者を今のところ予定しております。

続きまして、補正予算書同じく14ページの卒業式に絡めてということで、卒業式後の各学校の取組ということについてですけれども、従来、学校では卒業式の後に見送る活動など確かに行ってございまして、屋内と屋外との感染リスクの違いというのはこれは明らかになっておりますところから、校庭にいらっしゃった保護者について、いらっしゃった場合については、この感染防止の対策などを講じることを前提としてその様子を御覧いただくことができるように、学校の裁量の中で行っていければなというふうに考えております。

以上であります。

○**21番（床鍋義博君）** DVDの業者ですけども、今市外を予定してるということだったんですけども、これは、確認ですけども、市内にはないという認識でいいのかなどうか。なかったから当たったのかなどかかっていうことをもう一度お願いします。

それと、移動図書館ですけども、各自治体を見ながらではなく、持っているところ少ないわけですから、逆に言えば、どっかの自治体が判断するわけですね、最初にね。その判断するところがうちであっても全然問題はないと思うので、もちろん他の自治体も参考にしながらですけども、やはり独自で、やはり休みが長いわけですから、そのときに、逆にピンチはチャンスじゃないですけども、図書に親しむということをお子たちに伝えるいいチャンスだなと思いますので、ぜひ活用してほしいなということをお願いしたいなと思っております。これについても認識を再度お願いします。

卒業式について、屋外での見送りに関しては、来た父兄には自由にできますよということだったんですけども、それは周知されてないと、卒業式に来た後の流れで行ってる人がいて、今回はそれが無いわけだから、それもないというふうに思ってる人って結構いると思うんですよ。ですから、少なくとも卒業式中止にするのであれば、これは大丈夫ですよということを改めて、明日のところもありますけども、今からでも遅くないので、ぜひ周知してあげて、それだけでも保護者の方って来ると思うんですよ。来たい、私も実際子供を持つ親として、それだけでもいいから子供の晴れ姿を見たいというふうに思いますし、やっぱりそこで卒業式って書いてるところの前で写真を撮るっていうのは結構大きいイベントなんですよ。だから、それはできるのであれば、今からでも対応してほしいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 補正予算書14ページ、卒業式映像記録委託に関してですけれども、まず業者につきましても、一番大きかったのが、この時期に同じ日に学校数分だけのカメラマンを用意できるかという視点が大変一番大きくて、ここが用意できそうな見通しを持っていたところが唯一市外にあったというところでの委託になります。

続きまして、式後の扱いについての周知ということですが、これにつきましては、各学校のマチコミメール等を通じて既に保護者への御案内は済ませているという状況であります。

以上です。

○**社会教育部長（小俣 学君）** 補正予算書14ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費に関連して、移動

図書館に関する御質疑でございます。

先ほど来、図書館、公民館、市民体育館など、私どもの社会教育部で持っている施設に関しましては、市の対策本部の決定を見て、3月5日から31日まで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るために中止をしているところでございます。

移動図書館におきましても、先ほどの予約本の対応についてもなんですけども、今後につきましては、対応につきましては3月19日——明日ですが、国の判断や東京都で出す予定であります3月23日の対応方針、こちらの内容をよく参酌しまして、慎重に判断をしてみたいと考えております。

以上です。

○5番（森田真一君） 1点だけお伺いいたします。

卒業式映像記録制作委託料のところになるかと思いますが、他の議員の皆さんからも繰り返し御質問がある中で、部長の答弁のところちょっと1点気になったところがあるんですが、親御さんから卒業式参加したいという要請があるんだけど、現状の中ではそれが実現できるような科学的な知見が得られないので、今の決定どおりで対応するという趣旨の御発言、度々ありました。

私はそれを伺って、そもそもこの3月2日からの休校そのものが一定の科学的な知見に基づいてっていうことじゃなくて、これはまさに発表した首相御自身からのお話でありますけれども、これはもう専門家委員会通じてじゃなくて、首相の政治的な判断なんだっていうふうにお話しされて、それが今日まで続いているわけですから、今の時点が科学的な根拠はないけども、あくまでも政治的な決断でずっと推移してるんだということなんだと思うんですね。そこに保護者の方からそういう新しい要望があるんだけど、それを裏づけるような科学的な知見というのを、いってみれば要求している側に求めるっていうのはやっぱり無理筋なんじゃないかなっていうふう思うんです。この点一体どういうふうに理解をされて今ほどの御答弁になったのかなっていうことをちょっと再度確認をしたいと思います。

私、この問題は、単に卒業式その日をどうするのかということにとどまらず、3月2日の休校以来、子供たちはもちろんなんですけど、保護者自身もストレスを抱えながらこの休校に対応してる中でのこの節目の一日をせめてどうするのかっていう問題ですから、そのストレスっていうことも含めてぜひ配慮していただきたいなっていうふうに思います。

以上です。

○学校教育部長（田村美砂君） 補正予算書14ページ、卒業式映像記録制作委託料に関連しての御質疑でございます。

私のほうで、先ほど申し上げました科学的知見というところでございますけれども、3月9日に感染症の対策専門家会議のほうで見解が示された中において、その中で今のところ十分な科学的な根拠がないということが示されておりました。

私たちが東大和市の判断の中においても、その科学的な、専門家会議の中でもそこがまだ明確に見つからないという中において、じゃどうやったら一番安全な卒業式をお子様——卒業式というのは卒業証書の授与をいかにやっぱり安全に何もなくなるのかっていう、そこがやはりポイントだと思っておりますので、そこを安全にできるにはどうやったらいいかっていうことを考えたときに、体育館で行う厳かな卒業式を、なるべく感染のリスクを減らす、その中においてはもちろん卒業生、それから教職員というのはいずれもその参加としては必須のものでございますので、その中において、もちろん保護者の方の御参列、保護者の方の思いというの

もちろん十分に分かっております。ただ、そのような科学的な根拠がない中で、じゃ本当に完全な安全な卒業式を迎えられるのかということにおいては、はっきり明確には申し上げられない中において、やはりこのような判断にさせていただいたというところでございます。

なので、本当に保護者の方の思いというものは十分に分かっているつもりでございます。ただ、保護者の方にしてみれば、分かっているのになぜできないのというところの思いは残るかとは思いますが、より安全な卒業式を迎えたい、お子様に迎えさせてあげたいという、その気持ちで今回このような判断をしたということを保護者の方に御理解いただけるように御説明するのみであったかと思えます。

以上です。

○教育長（真如昌美君） いろいろお話を伺いまして、ありがとうございます。

東大和市教育委員会としましては、何よりも何よりも一人一人の児童の健康、安全を第一に考えて、そして一人の感染者も出さないという、そういう強い気持ちでこれまでやってまいりました。

保護者の参加につきましては、私たちも断腸の思いで考えて結果を出したところであります。

今後入学式等もありますので、今いろいろと御意見いただきましたので、今後も検討してまいりたいというふうに思っていますので、どうか御協力をよろしく願いいたします。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 今ある条件の中で最大限感染リスクを減らすということであると、こういう行動しかとれないというのはよく分かります。ごもつともだと思います。

ただ、今日の報道でも、19日に国の専門家会議開いて、この卒業式の対応ということも含めてということのようですけど、週明けには一定の見解出すということで、ここで卒業式、親御さん参加するようなことがあっても大丈夫ですよっていうようなことが仮に例えば月曜日に出たときに、火曜日、24日が小学校の卒業式ですから、つまりもうその時点では、これは仮定の話で申し訳ないんですけど、その時点では合理的な根拠を失っちゃってるわけですから、例えばの話ですけども、その時点で校長先生が独自に判断をされて、こういう報道だからいいでしょうっていうことで、せめて、体育館は入れないと思いますけども、校庭だけは開放して待機できるようにするとか、いろいろ柔軟な方法あるんじゃないかと思うんです。先ほど、そういうときに写真撮影なんかするのも大事な家庭の行事というようなお話されてる方もいらっしゃいましたけど、校門の前でお飾りしばらくとっついて写真撮影できるように配慮してるなんていう学校もあるんだなんていう話も聞きましたんで、形はここでこうしなさい、ああしなさいということは言わないですけども、そういった様々な工夫は引き続き心がけていただければということをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第27号議案 平成31年度東大和市一般会計補正予算（第5号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第2 議第1号議案 東大和市会計年度任用職員の任用等に関する条例

○議長（中間建二君） 日程第2 議第1号議案 東大和市会計年度任用職員の任用等に関する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔6番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） 議第1号議案 東大和市会計年度任用職員の任用等に関する条例について、提案理由を説明します。

恒常的にある仕事には、非正規職員でなく、正規職員を充てるべきということは一方で国も認めざるを得なかったにもかかわらず、1年限りの任用制度を創設したことは、公務員の非正規化を一層推進するものです。

また、これを契機に民間委託が拡大され、非正規職員の雇止めが起きていることは今議会でも明らかとなりました。

こうしたことから、会計年度任用職員制度そのものには反対ですが、会計年度任用職員導入に伴う関係条例の整備に関する条例は、それまでの嘱託員や臨時職員の待遇を悪化させず、一部は待遇改善につながることから賛成しました。

しかし、その後、市が作成した東大和市会計年度任用職員の任用等に関する規則では、現状の嘱託員の公募によらない再度の任用が6回で、7年間任用されていたにもかかわらず、会計年度任用職員は4回、5年と、雇用がより不安定化するものとなっていることが分かりました。

日本共産党は、これまでも非正規雇用職員の正規化を求めてきましたが、少なくとも会計年度任用職員制度の導入によって待遇が悪化することはあってはならないと考えます。

以上のことから、公募によらない再度の任用の上限回数を4回から6回に引き上げるとするのが今回の提案の主な理由です。

なお、現行の東大和市会計年度任用職員の任用等に関する規則の附則では、市長の裁量で公募によらない再度の任用の上限を変更できる、少なくともできることも定められており、これについても削除します。

今回の条例提案が一部改正ではなく、新規条例となった理由について説明します。

東大和市会計年度任用職員の任用等に関する規則が、根拠を地方公務員法に持ち、市の条例に根拠を持っていないことから、既設条例の改正ではなく、新規条例となったものです。

具体的には、現行の東大和市会計年度任用職員の任用等に関する規則に必要な修正、削除を行った上で新規条例とするものです。

以下、条例案を読み上げて、提案とします。

(趣旨)。

第1条、この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員の任用手続、任用条件等について、必要な事項を定めるものとする。

(任用)。

第2条、会計年度任用職員は、職務を遂行するために必要な知識及び技能を有する者のうちから、試験又は選考により任命権者が任命する。

2、会計年度任用職員の任用の手続は、発令通知書を交付し、東大和市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年条例第2号）の定めるところにより署名した宣誓書を提出させることにより行う。

3、試験及び選考は、公募によることとする。

4、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。

(1) 前年度に設置されていた職又は当年度に設置されている職（以下「当該職」という。）に任用されていた者を当該職と同一の職務内容と認められる職への任用の選考の対象とする場合において、面接、当該職におけるその者の人事評価等に基づき、能力の実証を行うことができると任命権者が認める場合。

(2) 職務の性質から、公募により難いと任命権者が認める場合。

5、前項第1号の規定による公募によらない任用（以下「公募によらない再度の任用」という。）は、6回を上限とする。

6、公募によらない再度の任用は、次に掲げる要件を全て満たす者に限り認めるものとする。

(1) 第4項第1号の規定による能力の実証の結果が良好であること。

(2) 休職、欠勤等の事由に応じ欠勤等の日数が、原則として任期中に所定の勤務日数又は勤務時間の2分の1に達していないこと。ただし、傷病を原因とする欠勤（公務災害等の認定を受けた欠勤を除く。）及び法第28条第2項第1号に規定する休職をする者について、任期満了時においておおむね3月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると任命権者が認める場合は、この限りでない。

(3) 前年度及び当年度において法第29条及び東大和市職員の懲戒に関する条例（昭和39年条例第17号）に規定する懲戒処分を受けていないこと。

(任期)。

第3条、会計年度任用職員の任期は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。

2、任命権者は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

(服務)。

第4条、会計年度任用職員の服務は、法の定めによるほか、市長が別に定めるところによる。

(補則)。

第5条、この条例に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用等に関し必要な事項は、市長が別に定める。
附則。

(施行期日)。

1、この条例は、令和2年10月1日から施行する。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長(中間建二君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

[6番 尾崎利一君 降壇]

○議長(中間建二君) 本案は、会議規則第36条第1項の規定により、総務委員会に審査を付託いたします。
お諮りいたします。

ただいま付託いたしました議第1号議案を閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第3 議第2号議案 東大和市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例

○議長(中間建二君) 日程第3 議第2号議案 東大和市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[7番 上林真佐恵君 登壇]

○7番(上林真佐恵君) 議第2号議案 東大和市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例につきまして、日本共産党を代表し、提案理由の説明を行います。

この条例案は、指導監督基準を満たさない認可外保育施設を幼児教育・保育の無償化の対象から外すことで、子供たちを劣悪な保育施設から守るものです。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)附則第4条第2項の規定により、施行後5年間は、指導監督基準を満たさない認可外保育施設であっても幼保無償化の対象とする経過措置が取られていますが、本条例によって、令和3年度より幼保無償化の対象とする認可外保育施設は、指導監督基準を満たすものに限ります。

厚生労働省によれば、認可外保育施設に対する指導監督基準は、もともと劣悪な保育施設を排除するために設けられた基準であるとされております。この経過措置に対しては、保育事故でお子さんを亡くした保護者の団体や全国市長会からも、子供の命を守るための指導監督基準すら満たしていない保育施設まで無償化の対象とするべきではないとの声が上がったことにより、自治体が独自に無償化の対象とする施設の基準を定めるこ

とが可能となったものです。

以下、条例案を読み上げまして、提案といたします。

東大和市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例。

(趣旨)。

第1条、この条例は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)附則第4条第2項の規定に基づき、児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置)。

第2条、東大和市は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定により子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第10項第4号に掲げる施設とみなされる児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に係る子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給については、同項に規定する特定子ども・子育て支援施設等である該当施設のうち、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条に定める基準を満たすものが提供する同項に規定する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。

附則。

1、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(中間建二君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中間建二君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔7番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長(中間建二君) 本案は、会議規則第36条第1項の規定により、厚生文教委員会に審査を付託いたします。お諮りいたします。

ただいま付託いたしました議第2号議案を閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第4 議第3号議案 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

○議長(中間建二君) 日程第4 議第3号議案 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔5番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 議第3号議案 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

この条例は、平成25年12月議会で可決された一部改正のうち、別表1（第48条関係）の家庭廃棄物指定収集袋の種別に応じて、以下に定める額のみを改正するものです。

市議会での市の答弁でも、東大和市のごみ袋代の単価は26市の中で最も高い4市であることを認めています。市民の所得が下がり、昨年10月からの消費税増税によりさらに消費購買力も低下する中、家庭ごみ袋の負担が重く感じられるという声が多数寄せられています。

こうした中、市民の負担を少しでも軽減しようと取り組む自治体も現れています。

宮崎県の延岡市では、消費税増税による市民負担を軽減する目的で、昨年10月より家庭ごみ袋代の20%値下げを市の提案で行っています。

私ども日本共産党は、元来、家庭ごみ有料化そのものには反対の立場ではありますが、消費税増税に加え、今般のコロナウイルスの流行による市民生活への経済的影響にも配慮し、当面の市民の負担を少しでも軽減できる施策として家庭ごみ袋代を当面20%値下げすることを提案をするものです。

この値下げ提案に必要な費用は、令和2年度予算でごみ袋代収入1億9,500万円となっていますが、この20%である3,900万円ということになります。その財源として、次のように考えます。

平成25年11月の家庭系廃棄物有料化方針では、ごみ袋代によって新たに得られる手数料収入の9割に当たる年1億8,200万円の充当内訳の説明の中で、減量施策啓発事業に5,100万円を充当すると説明していました。これに対して、初年度の26年度を除く27年から30年度はおよそ700万円から900万円、また見込みになりますが、歳出では同様の支出にとどまると見られる令和元年度から2年度にかけて、年1,000万円から1,200万円程度しか減量施策に充当されていません。

この差額、通年4,000万円ほどを前後とする余剰は、現在のところ運営経費に充当されていますが、もともとの市の施策実施時の説明に則して運営経費には充当せず、値下げの財源とすることがふさわしいと考えます。

また、他市の同様の改正事例では、改正後、6か月の準備期間を設けていることから、それらを参照し、10月1日施行とするものです。

それでは、お手元の東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例案を読み上げて、提案をします。

東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例。

東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年3月25日条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表1の項手数料の欄中「家庭廃棄物指定収集袋の種別に応じて以下に定める額大1組（10枚入り）につき800円」を「家庭廃棄物指定収集袋の種別に応じて以下に定める額大1組（10枚入り）につき640円」に、同「中1組（10枚入り）につき400円」を「中1組（10枚入り）につき320円」に、同「小1組（10枚入り）につき200円」を「小1組（10枚入り）につき160円」に、同「特小1組（10枚入り）につき100円」を「特小1組（10枚入り）につき80円」とする。

附則。

（施行期日）。

1、この条例は、令和2年10月1日から施行する。

2、この条例による改正後の東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下、「新条例」という。）別表1の規定による手数料（指定収集袋で排出するものに限る。）の徴収、指定収集袋の交付その他の新条例を施行するために必要な準備行為は、令和2年10月1日前に行うことができる。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔5 番 森田真一君 降壇〕

○議長（中間建二君） お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

議第3号議案 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中間建二君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

日程第5 議第4号議案 シルバーパスをコミュニティバスと多摩都市モノレールに適用するよう求める意見書

○議長（中間建二君） 日程第5 議第4号議案 シルバーパスをコミュニティバスと多摩都市モノレールに適用するよう求める意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔7 番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議第4号議案 シルバーパスをコミュニティバスと多摩都市モノレールに適用するよう求める意見書について、日本共産党を代表いたしまして、提案理由の説明を行います。

これまでもちよこバスや多摩都市モノレールへのシルバーパスの適用は、多くの市民の方々からの声でした。箱根ヶ崎方面への多摩都市モノレールの延伸が事業化されたこのタイミングで、改めて東京都知事に意見書を提出しようというものです。

以下、読み上げて提案といたします。

シルバーパスをコミュニティバスと多摩都市モノレールに適用するよう求める意見書。

高齢者の交通権を保障し、社会参加を高める上で、シルバーパスは大きな役割を果たしています。一方、コミュニティバスは交通不便地域の解消に大きな役割を果たしており、延伸が事業化された多摩モノレールへの期待も高まっています。

多摩地域にはシルバーパスを使える交通手段が少ないことにも鑑み、コミュニティバスと多摩都市モノレールにもシルバーパスを適用するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

よろしく願いいたします。

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔7 番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（中間建二君） お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

議第4号議案 シルバーパスをコミュニティバスと多摩都市モノレールに適用するよう求める意見書、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中間建二君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

日程第6 議第5号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第6 議第5号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔5 番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 議第5号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

この条例は、平成23年12月議会で可決された一部改正のうち、別表（第2条関係）の法第32条第1項第2号に掲げる物件のみを改正前に戻すものです。

法第32条第1項第2号に掲げる物件とは、ガス管などの地下埋設物のことです。4区分に分けをされていたものを、従前より単価の低い区分を5区分新設することで、改定前に比べて年間約2,500万円、約30%もの減収となりました。値下げになった対象は、東京ガス、東京電力、NTTの3社です。

市は、平成22年の東京都の改定に準拠した改正と説明しました。しかし、平成26年4月に行った東京都の単価引下げの改定の際には、東京都に準拠すればさらに991万円収入減になるとして改定を見合わせています。東京都と全く同じ区分と単価を採用しなくてはならないものでは決してありません。追従したのは8市のみです。東大和市も東京都に準拠した値下げと市は説明しましたが、準拠する必要はなかったのです。

令和2年3月現在の地下埋設管の区分ごとの各市の状況は、3区分が1市、4区分が2市、5区分は1市、6区分は1市、7区分5市、9区分は16市となっています。うち東京都が示す、区分を少なくしているのは10市、平成26年度改定後に東京都の基準額より高い単価を採用しているのは18市あります。いずれも都の基準表どおり徴収するより収入を増やしています。

このうち府中市は、平成30年4月より新たに単価を改定しました。改正前に3億2,000万円だった占用料は3億7,000万円と5,000万円の増収効果を見積もっています。府中市は、議会に対して、東京都に合わせては大幅な減収が見込まれ、道路占用料は法律上それぞれの道路管理者が定められることから、受益者負担の原則と歳入確保の観点から単価を改正したとしています。

また、東久留米市では、平成28年度の改正後、激変緩和措置を取りながら、30年度は27年度比615万円の増収を図りました。

また、西東京市では、平成31年度より改正し、激変緩和措置を取りながら、31年度は現行単価の1.3倍にし、30年度比では約6,500万円、1.58倍の増収を見込んでいます。平成32年度には31年度の1.3倍に、33年度は32年度の1.3倍にする予定としています。

また、小金井市では、令和2年度より4区分から9区分へと改定する予定ですが、前年度比962万円の増収を予定するものとしています。

東大和市も独自収入の確保に努力をすとしてしています。道路占用料は、市の独自財源を増やす上で多くの自治体が重視をして増収を図っている収入源です。特別予算委員会の答弁から積算をすると、区分単価を前回改正前に戻せば2,582万円あまりの増収を図ることはできます。これにとどまらず、さらに増収を図るための検討を行うべきです。

市税で1億円増収になっても、75%以上が基準財政収入額に算入をされるため、2,000万円程度の増収効果しか望めないものとなっているのに対して、道路占用料は基準財政需要額に算入をされないため、増収額は

100%財源増となります。一旦まず4区分に戻して減収分を回復し、その後においてさらなる増収を図るべきです。

以上です。

それでは、お手元にごございます東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案を読み上げて、提案をさせていただきます。

東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例。

東大和市道路占用料等徴収条例（昭和48年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項を次のように改める。

法第32条第1項第2号に掲げる物件。

外径が0.2メートル未満のもの、長さ1メートルにつき1年、180円。外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの、長さ1メートルにつき1年、340円。外径0.4メートル以上1メートル未満のもの、長さ1メートルにつき1年、930円。外径が1メートル以上のもの、長さ1メートルにつき1年、1,860円。

附則。

1、この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2、この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔5 番 森田真一君 降壇〕

○議長（中間建二君） お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

議第5号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例、本案を原案可決と決することに賛成

の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（中間建二君） 起立少数。
よって、本案を否決と決します。

日程第7 陳情の付託

- 議長（中間建二君） 日程第7 陳情の付託を行います。
3月13日正午までに受理した陳情をお手元に御配付してあります文書表のとおり、総務委員会に審査を付託いたします。
お諮りいたします。
ただいま付託いたしました陳情を閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第8 議員派遣について

- 議長（中間建二君） 日程第8 議員派遣について、本件を議題に供します。
お諮りいたします。
地方自治法第100条第13項及び会議規則第156条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣についてのとおり、閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。
お諮りいたします。
ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

-
- 議長（中間建二君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。
本日の会議を閉じます。
これをもって令和2年第1回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前11時36分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 中 間 建 二

副 議 長 蜂 須 賀 千 雅

署 名 議 員 森 田 真 一

署 名 議 員 木 戸 岡 秀 彦